

【2024年10月16日発行】

=====

■ 人事労務マガジン／特集第226号 ■

=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 広報誌「厚生労働」10月号発売中
特集：意思表示で生き方を考える 命や思いを大切につなぐ移植という方法
2. 事業主の皆さまへ 「労働保険料等の口座振替納付」にインターネット専門銀行が追加されました
3. 11月は過労死等防止啓発月間です 全国で「過労死等防止対策推進シンポジウム」、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します
4. 役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入など、高齢者の活躍に取り組む企業14社の事例を公表しています
5. 職業安定法に基づく省令及び指針を一部改正しました 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）は新たなルールへの対応が必要です
6. 事業主、人事労務担当者、産業医・産業保健スタッフの皆さまへ 「母性健康管理研修会」を実施します（オンデマンド形式の動画配信）

【トピック1】広報誌「厚生労働」10月号発売中

特集:意思表示で生き方を考える 命や思いを大切につなぐ移植という方法

1997年に臓器移植法が施行されてから、今年10月で27年となります。

この間、臓器移植の認知度は上がってきていますが、臓器移植を希望して日本臓器移植ネットワークなどに登録している人は約1万8,000人なのに対して、脳死下および心停止下における臓器提供件数は年間で約150件に留まっております。

また、角膜疾患による視覚障害者は約1万9,000人おり、角膜移植を心待ちにしている人が約2,000人いるといわれています。

今回は、10月の「臓器移植普及推進月間」に合わせて、臓器移植・角膜移植の正しい知識や現状、当事者や支援者(医療者や臓器移植コーディネーター)の声、臓器提供の意思表示をすることの重要性についてお届けします。

■詳しくはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202410_001.html

【トピック2】事業主の皆さまへ「労働保険料等の口座振替納付」にインターネット専門銀行が追加されました

「労働保険料等の口座振替納付制度」とは、事業主の皆さまが、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、届け出のあった口座から金融機関が労働保険料および一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付するものです。

対象金融機関について、令和7年度第1期受付分(令和6年9月17日)から、インターネット専門銀行(GMO あおぞらネット銀行)が追加されました。

これまで口座振替納付を利用していなかった事業主の皆さまはぜひご検討ください。

■口座振替による納付の主なメリット

- ・保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・納付の「忘れ」や「遅れ」がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・手数料はかかりません。
- ・保険料の引き落としに最大約 2 か月のゆとりができます。

【口座振替制度の概要や申請方法など詳細はこちら】

労働保険料等の口座振替納付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/hoken/hokenryou/index.html

【トピック3】11月は「過労死等防止啓発月間」です 全国で「過労死等防止対策推進シンポジウム」、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します

「過労死等防止対策推進法」では、国民の皆さまに過労死等を防止することの重要性について知ってもらい、関心と理解を深めるため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」としています。

国民一人ひとりが過労死等とその防止に対する理解を深めることで、過労死等の防止に取り組み、「過労死ゼロ」の社会を実現することを目指し、さまざまな取り組みを行います。

なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合をいいます。

- ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■過労死等防止対策推進シンポジウムを全国で順次開催

働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。

東京中央会場は、11 月6日の開催です(事前申し込み制・参加無料)。

全国 47 都道府県で順次開催し、申し込みを受け付け中です。

また、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画をインターネット配信します。

【シンポジウムの詳細、申し込みはこちら】

過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク(委託先)

TEL 0570-080-082 ※受付時間 9:00~17:30(月~金)

■「過重労働解消のためのセミナー」のご案内

知らなかったじゃ済まされない！でも知って良かった！

過重労働に関連する基本的な知識や裁判例の解説、企業の取り組み事例の紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

【対象者】

事業主様や人事・労務担当者様など、過重労働解消や業務効率化に関心がある方(どなたでも受講できます)

【実施期間】

2024年11月から2025年1月まで現地、オンラインにて開催されます。

- ・現地セミナー 22か所(1回 150分)
- ・オンラインセミナー 10月から平日開催(1回 110分)
- ・特別企画として「業務効率化セミナー」を東京・大阪で実施。

【セミナー内容】

① 過重労働解消(現地開催)

現地セミナーでは過重労働に関連する基本的な部分から、裁判例、改善・対策方法、企業の取組事例などを幅広く説明します。

- ・法令、ガイドライン等のポイント解説
- ・過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ・過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法
- ・過重労働解消に関する企業の取り組み事例

② 過重労働解消(オンライン開催)

オンラインセミナーではテーマを絞った内容(こころ、からだ、リスク)等について、専門家が分かりやすくご説明します。

ご興味・ご関心のあるテーマを選んでお申し込みください。

※1テーマのみや同一テーマの複数回参加も可能です。

※詳しいスケジュールや概要は以下のウェブサイトをご確認ください。

開催日時等の詳細はこちら

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

■業務効率化セミナー 現地のみ(東京・大阪)

過重労働解消のための「業務効率化」をテーマとして、実践的な内容を説明します。

「業務効率化に取り組みたいけれどどこから手をつけたらいいのかわからない」、「DXを進めていきたいけど具体的に何をしたらいいかわからない」といったお悩みをお持ちの事業者の方に、業務効率化・DXに取り組むに当たってのポイント等を説明します。

【講師】 元山文菜 (株式会社リビカル 代表取締役)

業務コンサルタント/ビジネス・プロセス革新エンジニア/WLB(ワークライフバランス)上級認定講師。

■お申し込み方法

以下のウェブサイトからお申し込みください

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

■お問い合わせ先

厚生労働省委託事業「令和6年度 就業環境整備・改善支援事業」運営事務局

運営会社:株式会社タスクール Plus

住所:愛知県名古屋市中区千代田 2-1-15 スター千代田ビル 4F

TEL 050-5810-1032(受付/平日 9:00~17:00)

Mail shuugyou@task.school.com

【トピック4】役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入など、高齢者の活躍に取り組む企業 14 社の事例を公表しています

高齢化に伴って、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できるよう、スキルに応じた処遇を進めるとともに、個々の企業の実態に応じて、役職定年・定年制の見直し等の検討が求められています。

このため、厚生労働省では、高齢者の人事・給与制度の工夫(役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入等)に取り組む企業(14社)にヒアリングを実施し、企業が高齢者の処遇や役職定年・定年制の見直し等を検討する際の参考となるよう、「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」を取りまとめ、公表しています。

高齢者の雇用や処遇の改善等を検討されている事業主や人事労務のご担当の皆さまはぜひご参照ください。

【高齢者の活躍に取り組む企業の事例集】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/001310098.pdf>

【取り組み事例の掲載ウェブサイトはこちら】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「高年齢者活躍企業事例サイト」特設ページ

https://www.elder.jeed.go.jp/topics/katsuyaku_jirei_r6.html

(事例掲載 14 社) ※下記企業名をクリックすると、詳細をご覧ください。

[太陽生命保険株式会社](#)、[沖電気工業株式会社](#)、[イオンリテール株式会社](#)、[YKK株式会社](#)、[ダイキン工業株式会社](#)、[株式会社阿波銀行](#)、[三菱UFJ信託銀行株式会社](#)、[オムロン株式会社](#)、[株式会社リコー](#)、[大和ハウス工業株式会社](#)、[日本電気株式会社](#)、[株式会社リンクアンドモチベーション](#)、[川崎重工業株式会社](#)、[東急リバブル株式会社](#)

【トピック5】職業安定法に基づく省令及び指針を一部改正しました
雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)は新たなルールへの対応が必要です

厚生労働省は、職業安定法に基づく省令及び指針を一部改正しました。
職業紹介事業者の皆さまは、徴収した紹介手数料の実績を人材サービス総合サイトに掲載することが必要となります。

また、既に、求人者から求人の申し込みがあった際には、取り扱い職種の範囲や手数料に関する事項等を明示することが義務となっていますが、今回新たに、違約金に関する定めについて求人者に誤解が生じないようあらかじめ明示しなければなりません。

募集情報等提供事業者の皆さまは、労働者になろうとする方に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止となるほか、利用料金や違約金に関する定めを、募集主に誤解が生じないようあらかじめ明示することが必要となります。

令和7年4月1日から対応が必要となりますので、新ルールに向けた取り組みをお願いします。
(分かりやすいリーフレットを準備中です)

また、既に職業紹介事業者に対して禁止している求職者への金銭等提供禁止や就職後2年間の転職勧奨禁止について、令和7年1月1日から職業紹介事業の許可条件に追加します。これにより、指導にもかかわらず、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象となりますので、適切なルールへの対応をお願いします。

【トピック6】事業主、人事労務担当者、産業医・産業保健スタッフの皆さまへ
「母性健康管理研修会」を実施します(オンデマンド形式の動画配信)

企業が妊娠中・出産後の女性労働者へ適切に配慮した対応策を取ることができるように、専門家(産婦人科医・産業医・社会保険労務士等)による「母性健康管理研修会」を、オンデマンド形式の動画配信にて実施します。

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置、妊娠中の症状に応じた必要な措置や具体的

な相談事例について説明を行います。

また、母性健康管理など先進的な取り組みを行う企業の事例発表、意見交換などを通じて実践的な対応方法も学べます。

事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医のほか、女性労働者を部下に持つ管理職の皆さまもこの機会にぜひご視聴ください。

※動画配信の期間中、いつでも分割して受講が可能です。

【実施期間】

- ・10月22日(火)～2025年3月15日(土)
- ・オンデマンド形式による動画配信(事前申し込み制・参加無料)

【詳細・お申し込みはこちら】

「働く女性の心とからだの応援サイト」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu/>